

長崎労働局長（当局）は、令和3年3月16日（火）全労働省労働組合長崎支部執行委員（全労働長崎支部）と職員の勤務条件に係る交渉を行った。
交渉の概要は以下のとおりである。

全労働長崎支部

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う職員・非常勤職員への感染防止等について**
すべての職場で万全な感染防止措置についてスピード感を持って講じていただきたい。
また、接触機会の削減が可能となるよう業務内容と勤務形態を見直していただきたい。
- 2 労働行政体制の拡充について**
政府の重要政策である「働き方改革」への対応等、労働行政の役割に相応しい体制確立のため、非常勤職員を含め労働行政職員を増員するとともに、法令・制度に切り込む抜本的な業務簡素・効率化を早急に策定し実施するよう関係機関への働きかけをしていただきたい。
- 3 新人事制度及び「組織・業務改革」後の基準行政の体制確保について**
労働行政のすべての分野における専門性の維持・向上を図るよう、とりわけ、技官の採用を早急に再開するとともに、安全衛生の専門性を確保する方策を早急に示すよう関係機関への働きかけをしていただきたい。
また、体制が縮小された労災補償・適用徴収部署の体制を元に戻し、急増する複雑困難事案等へ対応できる体制を構築していただきたい。
- 4 高齢期雇用・定年延長について**
定年延長や再任用制度について、職員本人の希望に沿った多様な働き方を確保するとともに、職務・職責に応じた水準とするよう関係機関への働きかけをしていただきたい。
- 5 誰もが生き生きと働くための労働条件改善等について**
介護休暇や育児休暇等各種休暇制度の改善、妊産婦の超過勤務の原則禁止等により、両立支援や母性保護の諸権利を行使しやすくなるよう、また各種ハラスメント防止の徹底等職場環境等の改善により、誰もが生き生きと働き続けられるよう関係機関への働きかけをしていただきたい。

1 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う職員・非常勤職員への感染防止等について

新型コロナウイルス感染症について未だ終息が見えない中で、職場から感染者やクラスターを発生させないという共通認識の下、引き続き、各種感染防止対策を局署所が一体となって継続してまいりたい。

また、業務内容の見直し等職場体制の確保に関し、能動業務を含めた不急業務の先送りや予算措置等について関係機関に対して要望してまいりたい。

2 労働行政体制の拡充について

離島を抱える等地理的事情や連年にわたる定員削減の影響により非常に厳しい当局の定員事情について引き続き理解を求めるとともに、当局に対する定員増員及び法令・制度にも関わる抜本的業務簡素・効率化について、関係機関に対し強く要望してまいりたい。

3 新人事制度及び「組織・業務改革」後の基準行政の体制確保について

あるべき労働基準行政体制の確保、専門性の維持・向上とりわけ安全衛生の専門性を確保するための方策、職員のキャリアパスや異動要件も含めた人事制度の見直しについて関係機関に対し強く要望してまいりたい。

4 高齢期雇用・定年延長について

厳しい定員事情を背景として、再任用職員の人材活用は行政を推進する上で一層必要不可欠となっていることから、同職員の職務・処遇の拡充をはじめ、高齢期にある職員が一層能力を発揮できるよう、多様な働き方の確保及び定年年齢の早期の引上げ等について関係機関に対して要望してまいりたい。

5 誰もが生き生きと働くための労働条件改善等について

職員が安心して職務に専念するために、各休暇制度の改善や新設、勤務時間等の改善や勤務環境等の改善について、予算面での配慮も含めて関係機関に対して要望してまいりたい。